

XI 監査指導課の業務概要

平成 16 年 4 月組織改正により、県内 5 ヶ所(習志野・松戸・印旛・山武・君津)の健康福祉センターに監査指導課が設置され、社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査業務を実施している。

1 指導監査業務の概要

- (1) 社会福祉事業を経営する社会福祉法人の運営管理及び会計管理についての指導監査
- (2) 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、障害児入所施設等の児童福祉施設、障害者支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園）の運営管理及び入居者処遇についての指導監査
- (3) 認可外保育施設の立入調査及び有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。）の立入検査
- (4) 介護保険指定事業所、指定障害福祉サービス事業所、指定一般相談支援事業所及び指定障害児通所支援事業所等の実地指導
- (5) 市町村児童福祉行政（保育関係）の指導監査

2 印旛健康福祉センター監査指導課の所管区域

- (1) 印旛健康福祉センター管内
成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・酒々井町・栄町
- (2) 香取健康福祉センター管内
香取市・神崎町・多古町・東庄町
- (3) 海匝健康福祉センター管内
銚子市・旭市・匝瑳市

3 監査等の実施状況等

(1) 監査等の実施状況

社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査は、社会福祉法等の関係法令及び県の「社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査要綱」等に基づき、社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正かつ円滑な運営の確保を図るため、計画的に実施している。

新型コロナウイルス感染拡大により、令和 2 年度は、保育所、幼保連携型認定こども園及び認可外保育施設並びに児童福祉行政（市町村）に対しては書面監査等（296 か所）を実施し、施設等での実地監査等は中止となった。

令和 2 年度実施数は 296、前年度比 69.1%の減。元年度実施数 957（内書面監査等実施数 101）である。

(2) 主な指摘事項

令和 2 年度については主な指摘事項は以下のとおりである。

- ・保育所及び幼保連携型認定こども園については、自己評価結果の公表、外部評価に関する事項
- ・認可外保育施設については職員の配置体制、避難及び消火訓練、児童の健康管理に関する事項
- ・児童福祉行政（市町村）については、指導監査担当職員への証明書及び検査証の交付、集団指導及び実地指導に関する事項。

種別		区分	令和2年度					
			法人・施設数 A	計画数 B	計画率 (%) B／A	実施数 D	うち、実地 監査・指導 等	実施率 (%) D／B
社会福祉法人等	社会福祉法人		54	19	35.2	0	0	0
	内 訳	1 社会福祉協議会	5	5	100.0	0	0	0
		2 施設を経営するもの	45	14	31.1	0	0	0
		第一種経営	35	14	40.0	0	0	0
			第二種経営	10	0	0	0	0
		3 施設を経営しないもの	4	0	0	0	0	0
	児童福祉行政（市町村）		16	16	100.0	16	0	100.0
	計		70	35	50.0	16	0	45.7
社会福祉施設等	社会福祉施設（第一種）		156	95	60.9	0	0	0
	内 訳	1 保護施設	2	2	100.0	0	0	0
		2 老人福祉施設	115	54	47.0	0	0	0
		3 児童福祉施設	12	12	100.0	0	0	0
		障害児入所施設	6	6	100.0	0	0	0
			児童自立支援施設	0	0	0	0	0
		乳児院	1	1	100.0	0	0	0
		児童養護施設	5	5	100.0	0	0	0
		児童心理治療施設	0	0	0	0	0	0
		母子生活支援施設	0	0	0	0	0	0
		4 婦人保護施設	0	0	0	0	0	0
	5 障害者支援施設	27	27	100.0	0	0	0	
	保育所		188	188 (186)	100.0	186	0	98.9 (100.0)
	幼保連携型認定こども園		18	18 (19)	100.0	19	0	105.6 (100.0)
	認可外保育施設		75	75 (75)	100.0	75	0	100.0 (100.0)
	有料老人ホーム		48	20	41.7	0	0	0
	サービス付き高齢者向け住宅		34	17	50.0	0	0	0
	介護保険指定事業所		1,134	162	14.3	0	0	0
	指定障害福祉サービス事業所		563	189	33.6	0	0	0
	指定障害児通所支援事業所		167	67	40.1	0	0	0
	指定児童発達支援センター		6	6	100.0	0	0	0
	指定一般相談支援事業所		46	14	30.4	0	0	0
	計		2,435	851	34.9	280	0	32.9
	合 計		2,505	886	35.4	296	0	33.4

※第一種経営とは、主として第一種社会福祉事業を経営するもの。

※第二種経営とは、主として第二種社会福祉事業を経営するもの。

※実施数と「うち、実地監査・指導等」との差は、「書面監査・指導等」である。

※計画数及び実施率の()内は、追加・廃止等を加除した実質計画数及び実質実施率である。

社会福祉法人等監査事務の流れ（概要）

